

## 西伯町・会見町合併協議会 第26回会議

日時：平成16年5月17日(月) 9:30～12:00

場所：会見町役場 2階会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

---

4 協議事項

(1) 平成15年度合併協議会決算について

(2) 平成16年度合併協議会補正予算(第1号)について

(3) 平成16年度当初予算成立後の見直し事項について(その2)

(4) 主要な例規について(その2)

5 報告事項

(1) 第2ステージ委員会開催状況について

(2) 質問書について

6 今後の協議会開催日程について

・第27回会議 日時：平成16年6月16日(水) 13:30～16:00

場所：西伯町役場 会議室

7 その他

8 副会長あいさつ

9 閉会

議案 第1号

## 平成15年度 西伯町・会見町合併協議会決算報告について

平成15年度西伯町・会見町合併協議会の決算を別添のとおり調整したので、西伯町・会見町合併協議会財務規程第8条の規定に基づき認定を求める。

なお、監査委員による監査の結果は、別紙のとおりであった。

平成16年5月17日 提出

西伯町・会見町合併協議会

会 長 坂 本 昭 文

平成 16 年 5 月 6 日

西伯町・会見町合併協議会

会 長 坂 本 昭 文 様

西伯町・会見町合併協議会

監査委員 北 尾 脩

同 赤 井 繁 美

平成 15 年度西伯町・会見町合併協議会歳入歳出決算について

西伯町・会見町合併協議会財務規程第 8 条に基づき、平成 16 年 5 月 6 日平成 15 年度西伯町・会見町合併協議会歳入歳出決算、証書類及び付属資料について審査の結果は、別紙のとおりでした。

## 監 査 報 告

西伯町・会見町合併協議会財務規程第 8 条に基づき、平成 16 年 5 月 6 日平成 15 年度西伯町・会見町合併協議会歳入歳出決算、証書類及び付属資料について審査の結果、歳入歳出決算は計数に誤りは認められず、証憑書類と合致し、予算は適正に執行されていることを認めた。

平成 16 年 5 月 6 日

西伯町・会見町合併協議会

監査委員 北 尾 勲

同 赤 井 繁 美

議案 第2号

平成16年度西伯町・会見町合併協議会補正予算（第1号）の承認について

平成16年度西伯町・会見町合併協議会の補正予算を西伯町・会見町合併協議会規約第17条の規定に基づき、別紙のとおり補正予算の承認を求める。

平成16年5月17日 提出

西伯町・会見町合併協議会

会長 坂本 昭 文

議案 第3号

平成16年度当初予算成立後の見直し事項について（その2）

平成16年度当初予算成立により各町の取り扱い状況が変更されたことに伴う事務事業の取り扱い方針の見直しについては、別添のとおりとする。

平成16年5月17日 提出

西伯町・会見町合併協議会

会長 坂本 昭文

## 2 町の施策の調整方針について（住民福祉部会 健康対策業務）

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
3.地域保健				
保健委員	主な役割 受診表の配布 年 6 回  報償費 変更前 4,000 円 / 人 / 年、130 円 / 戸 / 年 個人に支給  変更後 2,000 円 / 人 / 年 個人に支給	主な役割 健診の取りまとめ 年 1 回 健診・結果説明会のお世話 年 3 回  報償費 7,000 円 / 人・集落 / 年 個人に支給	役割が違う。  報償費が違う。	変更前 西伯町の例による。  変更後 平成 16 年度は各町の例による。 平成 17 年度からは、保健委員 の役割を明確にし、新町で決定 する。
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課		
(根拠法令)	西伯町保健委員会規約	健康増進推進協議会設置要綱 保健推進員設置要綱		

## 主要な例規について（その2）

南部町の主要な例規について、以下のとおりとする。

平成16年5月17日 提出

西伯町・会見町合併協議会

会長 坂本 昭文

公の施設の設置管理に関する条例等について

(1) 施設等の名称等の調整について（隣保館及び体育関係施設を除く。）

別添1のとおりとする。

(2) 使用できるもの及び使用料の取り扱いについて

別添2のとおりとする。

(参考) 地方自治法抜粋

## 第10章 公の施設

(公の施設)

**第244条** 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

**第 244 条の 2** 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(改正前の同項の規定)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(改正前の同項の規定)

4 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、管理受託者(前項(第3項:事務局注)の規定に基づき公の施設の管理の委託を受けたものをいう。以下本条において同じ。)に当該公の施設の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該管理受託者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

(改正前の同項の規定)

5 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、管理受託者が定めるものとする。この場合において、管理受託者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(改正前の同項の規定)

6 普通地方公共団体の長又は委員会は、委託に係る公の施設の管理の適正を期するため、管理

受託者に対して、当該委託に係る業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、

又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

附則(平成15年6月13日改正附則:事務局注)

(経過措置)

第2条 この法律の施行の際(平成15年9月2日:事務局注)現に改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託している公の施設については、この法律の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に改正後の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、従前の例による。

## まちづくり委員会第2ステージ委員会開催状況について

まちづくり委員会第2ステージ第2回会議の開催状況は、下記のとおりであった。

平成16年5月17日

西伯町・会見町合併協議会  
会長 坂本 昭文

### 記

- 1 開催日時 4月28日(木)午後7時～9時
- 2 開催場所 会見町総合福祉センター会議室
- 3 出席委員数 27名(第1:7名、第2:13名、第3:7名)
- 4 主な決定事項
  - (1) 小委員会の編成  
委員の希望により、3小委員会へ32名の所属を決定。残る8名も同様とする。
  - (2) 全体会議の開催時期  
今後、小委員会責任者(座長)が話し合って決定する。  
各委員会の進行状況は、資料として所属以外の委員へも提供する。
  - (3) 小委員会の開催概要  
別添のとおり
  - (4) 次回の開催日程
    - 第1小委員会 5月28日(金)19:00～21:00  
会見町総合福祉センター会議室
    - 第2小委員会 5月10日(月)19:00～21:00  
会見町総合福祉センター会議室
    - 6月1日(火)19:00～21:00  
西伯町役場 2階庁議室
    - 第3小委員会 5月19日(水)19:30～21:00  
西伯町役場 2階庁議室

報告事項 第2号

質問書について

平成16年4月26日付けで、まちの未来を語る会代表坪倉嘉昶及び武安恵子より、質問書の提出があったので報告する。

平成16年5月17日

西伯町・会見町合併協議会  
会長 坂本 昭文

- 1 質問書の内容 別紙のとおり



平成 16 年 4 月 26 日

西伯町・会見町合併協議会  
会長 坂本昭文 殿

まちの未来を語る会 代表 坪倉嘉和  
武安恵子



10月1日の新町発足に向けて、貴会におかれましては、山積する課題解決に向けて鋭意検討されていることと存じます。

私どもまちの未来を語る会は、合併を進める上で最も大切なことは住民の理解であり、住民理解の有る無しが新町発足後のまちづくりに大きく影響するとの懸念を、繰り返し申し述べているところです。とりわけ新町の財政の裏付けとなる財政計画は、住民の大きな関心事でありますので、先日要望書を提出いたし、それに対して4月1日付けで貴会よりご返答をいただきました。

しかしながら、回答書を注意深く拝読しましたが、前回要望書においてお示した問題点(1～9項目)への回答がなきに等しく、また新たに疑問が生じました。そこで、質問をさせていただきます。

私どももより一層勉強する所存でございますので、何卒分かりやすい説明をしていただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

## 質 問 書

貴会は、「国の地方財政制度が変革期にある」ゆえに、「既存の制度を前提にする」手法、もしくは「独自に地方財政制度の変革を想定する手法で財政計画を策定しても、それが将来に亘って有効性を維持し続けることは考えがたい」と回答されました。

### [質問]

1. 既に公表された財政計画は、いかなる手法によって作成されたものですか? (①現行の地方財政制度が存続することを前提にした手法 ②将来の地方財政制度の変革を想定した手法 ③その他)
2. 既製の財政計画は、現時点で有効性はあるとお考えですか?それとも、ないとお考えですか?

貴会は、「三位一体改革の方針が確定しない間は、財政推計は流動的になる」と回答されました。仮にそうだとした場合、前回お示しした問題点のうち、三位一体改革とは無関係な項目（1, 3, 5, 6, 7, 8, 9）については、回答が可能です。

【質問】

3. 何故、財政推計表の各歳入歳出項目の平成 16 年度の推計値と、両町の平成 14 年度の決算額および平成 15 年度の決算見込み額との関連性を示す基礎データが示されていないのですか。
4. 財政推計表の地方税は、推計人口と人口構成のデータに基づいて算出されたものですか。
5. 財政推計表において平成 17 年以降上昇していない物件費は、過去 10 年間の実績から積算されたものですか。
6. 何故、直近の実績では上昇傾向にある扶助費が、財政推計表において平成 17 年以降上昇していないのですか。このままでは将来、高齢者対策や子育て支援策が頭打ちになりませんか。
7. 何故、平成 22 年度より西部広域行政管理組合で取り組む予定になっている可燃ごみ処理施設の建設費および運営経費が、財政推計表に見積もられていないのですか。
8. 何故、平成 16 年度より発生する西部広域エコスラグ・センターの運営経費が、財政推計表に見積もられていないのですか。
9. 西伯病院が全面改築後赤字経営に陥った場合、企業会計であっても自治体病院である限りは新町財政への影響は免れ得ないと思われそうですが、何故、将来的な収入予測と各年度ごとの償還額が示されないのですか。

蛇足ながら、三位一体改革とは、1. 地方交付税の削減 2. 補助金の削減 3. 国から地方への税源移譲 を三本柱とした、国と地方自治体との関係を構築し直す改革であると私どもは理解しています。そして今後は、この三本柱に基づいた具体的な施策が打ち出されるものと予想します。従いまして、貴会がおっしゃるような「方針が確定しない」のではなく、むしろこの改革の方針は既に確定しているとするのが妥当ではないでしょうか。

以上

第26回会議

協議事項

別紙

西伯町・会見町合併協議会

平成16年5月17日

平成 15 年度

西伯町・会見町合併協議会歳入歳出決算書

西伯町・会見町合併協議会

## 平成15年度西伯町・会見町合併協議会会計歳入歳出決算書

歳入

(単位 円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入済額の比較
1 負担金		22,722,000	22,722,000	22,722,000	0	0
	1 負担金	22,722,000	22,722,000	22,722,000	0	0
2 諸収入		2,000	69	69	0	1,931
	1 預金利子	1,000	68	68	0	932
	2 雑入	1,000	1	1	0	999
歳入合計		22,724,000	22,722,069	22,722,069	0	1,931

## 平成15年度西伯町・会見町合併協議会会計歳入歳出決算書

歳 出

(単位 円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出済額の比較
1 協議会費		22,684,000	21,595,747	1,088,253	1,088,253
	1 協議会費	22,684,000	21,595,747	1,088,253	1,088,253
2 予備費		40,000	0	40,000	40,000
	1 予備費	40,000	0	40,000	40,000
歳出合計		22,724,000	21,595,747	1,128,253	1,128,253

歳入歳出差引残額 1,126,322円

平成16年5月17日提出 西伯町・会見町合併協議会長 坂本 昭文

# 平成15年度西伯町・会見町合併協議会会計歳入歳出決算事項別明細書

歳入

(単位 円)

款 項 目			予算現額					調定額	収入済額	収入未済額	備考
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業繰越財源充当額	計	節				
款	項	目					区分	金額			
1		負担金	24,844,000	2,122,000	0	22,722,000		22,722,000	22,722,000	22,722,000	0
	1	負担金	24,844,000	2,122,000	0	22,722,000		22,722,000	22,722,000	22,722,000	0
		1 負担金	24,844,000	2,122,000		22,722,000	1 合併協議会負担金	22,722,000	22,722,000	22,722,000	0
2		諸収入	1,000	1,000	0	2,000		69	69	69	0
	1	預金利子	1,000	0	0	1,000		68	68	68	0
		1 預金利子	1,000			1,000	1 預金利子	68	68	68	0
	2	雑入	0	1,000	0	1,000		1	1	1	0
		1 雑入	0	1,000		1,000	1 雑入	1	1	1	0
歳入合計			24,845,000	2,121,000	0	22,724,000		22,722,069	22,722,069	22,722,069	0

# 平成15年度西伯町・会見町合併協議会会計歳入歳出決算事項別明細書

歳出

(単位 円)

款 項 目			予算現額				支払済額	不用額	備 考		
			当初予算額	補正予算額	予備費支出 及び流用増	計				節	
款	項	目					区分	金額			
1		協議会費	24,844,000	2,160,000	0	22,684,000		22,684,000	21,595,747	1,088,253	
	1	協議会費	24,844,000	2,160,000	0	22,684,000		22,684,000	21,595,747	1,088,253	
		協議会費	24,844,000	2,160,000	0	22,684,000	1 報酬	1,529,000	1,317,600	211,400	
							8 報償費	274,880	246,440	28,440	旅費へ流用 5,120
							9 旅費	274,120	274,120	0	報償費から流用 5,120
							11 需用費	2,595,000	2,524,493	70,507	
							12 役務費	592,000	550,987	41,013	
							13 委託料	5,722,000	5,290,360	431,640	
							14 使用料及び 賃借料	597,000	560,205	36,795	
	19 負担金補助 及び交付金	11,100,000	10,831,542	268,458							
2		予備費	210,000	170,000	0	40,000		40,000	0	40,000	
	1	予備費	210,000	170,000	0	40,000		40,000	0	40,000	
	1	予備費	210,000	170,000	0	40,000	1 予備費	40,000	0	40,000	
歳出合計			25,054,000	2,330,000	0	22,724,000		22,724,000	21,595,747	1,128,253	

平成16年度西伯町・会見町合併協議会会計補正予算書(第1号)

平成16年度西伯町・会見町合併協議会会計補正予算書(第1号)

平成16年度西伯町・会見町合併協議会会計補正予算書(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ11,402千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成16年5月17日 決

西伯町・会見町合併協議会会長 坂本 昭文

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.負担金		13,400	3,125	10,275
	1.負担金	13,400	3,125	10,275
2.繰越金		1	1,125	1,126
	1.繰越金	1	1,125	1,126
歳入合計		13,402	2,000	11,402

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.協議会費		13,163	2,000	11,163
	1.協議会費	13,163	2,000	11,163
歳出合計		13,402	2,000	11,402

# 予算に関する説明書

## 歳入歳出予算事項別明細

### 1 総括

#### 歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 負担金	13,400	3,125	10,275
2. 繰越金	1	1,125	1,126
歳入合計	13,402	2,000	11,402

#### 歳出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 協議会費	13,163	2,000	11,163				2,000
歳出合計	13,402	2,000	11,402				2,000

1.歳入

(款)1.負担金

(項)1.負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1.負担金	13,400	3,125	10,275	1.合併協議会負担金	3,125	西伯町・会見町負担金 3,125
計	13,400	3,125	10,275			

(款)2.繰越金

(項)1.繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1.繰越金	1	1,125	1,126	1.前年度繰越金	1,125	前年度繰越金 1,125
計	1	1,125	1,126			

歳入合計	13,402	2,000	11,402			
------	--------	-------	--------	--	--	--

2. 歳出

(款)1.協議会費

(項)1.協議会費

(単位:千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国・県 支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1.協議会費	13,163	2,000	11,163				2,000	11.需用費	2,000	2.印刷製本費 2,000
計	13,163	2,000	11,163				2,000			
歳出合計	13,402	2,000	11,402				2,000			

(別紙1) 南部町における公の施設等の名称案

整理	新町の例規名称 (仮)	施設の所在地		施設の名称			南部町における名称案				
		西伯町	会見町	現行条例上の名称	呼称(愛称・通称等)	細分がある場合、個別施設等の名称(愛称・通称等)	条例上の名称	愛称・呼称	個別施設等の名称	個別施設等の愛称	
1	南部町集会所条例			(西伯町)集会所	集会所	西伯町東西町集会所	南部町集会所		東西町集会所		
2						西伯町林構集会所			林構集会所		
3						長田集会所			長田集会所		
4						戸構集会所			戸構集会所		
5				会見町集会所		円山地区集会所				円山集会所	
6						荻名地区集会所				荻名集会所	
7						池野地区集会所				池野集会所	
8						鶴田地区集会所				鶴田集会所	
9									活性化施設	活性化施設	笹畑集会所
10	南部町鶴田建設残土処分場の設置及び管理に関する条例			鶴田建設残土処分場	鶴田建設残土処分場		南部町鶴田建設残土処分場				
11	南部町緑水湖教育文化施設(研修館)の設置及び管理に関する条例			西伯町緑水湖教育文化施設	緑水湖教育文化施設		南部町緑水湖教育文化施設	緑水湖教育文化施設			
12	南部町旧家保存施設民俗資料館の設置及び管理に関する条例			西伯町旧家保存施設民俗資料館	旧家保存施設民俗資料館		南部町旧家保存施設民俗資料館				
13	南部町交流会館の設置及び管理に関する条例			会見町交流会館	交流会館		南部町交流会館	交流会館			
14	南部町国民健康保険健康管理センターの設置及び管理に関する条例			西伯町国民健康保険健康管理センター	すこやか		南部町国民健康保険健康管理センター	すこやか			
15	南部町立保育所の設置及び管理運営に関する条例			保育所		すみれ保育園	南部町立保育所		すみれ保育園		
16						つくし保育園			つくし保育園		
17						さくら保育園			さくら保育園		
18						ひまわり保育園			ひまわり保育園		

(別紙1) 南部町における公の施設等の名称案

整理	新町の例規名称 (仮)	施設の所在地		施設の名称			南部町における名称案			
		西伯町	会見町	現行条例上の名称	呼称(愛称・通称等)	細分がある場合、個別施設等の名称(愛称・通称等)	条例上の名称	愛称・呼称	個別施設等の名称	個別施設等の愛称
19	南部町営墓地の設置及び管理に関する条例			西伯町営墓地		清水、橋墓地	南部町営墓苑		清水、橋墓地	
20						清水、橋墓地(第2期)			清水、橋墓地(第2期)	
21						北方墓地			北方墓地	
22						賀祥墓地			賀祥墓地	
23						倭墓地			倭墓地	
24						西伯町営西伯墓苑				
25			会見町円山墓地			円山墓地				
26			会見町宮前墓地			宮前墓地				
27	南部町立宮前児童厚生施設条例			宮前児童厚生施設	宮前児童厚生施設	会見町立宮前児童館	南部町立宮前児童厚生施設		宮前児童館	
28						会見町宮前遊園地			宮前遊園地	
29	南部町老人憩いの家の設置及び管理に関する条例			宮前老人憩いの家	むつみ荘		南部町老人憩いの家		宮前老人憩いの家	むつみ荘
30									西伯町老人憩いの家	ことぶき荘
31	南部町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例			西伯町総合福祉センター	しあわせ	デイサービスセンター	南部町総合福祉センターしあわせ		西伯デイサービスセンター	
32						老人福祉センター			西伯老人福祉センター	
33						健康増進施設			健康増進施設	
34						会見町総合福祉センター			いこい荘	会見町総合福祉センターいこい荘
35						会見町デイサービスセンター		会見町総合福祉センターいこい荘		
36						会見町在宅介護支援センター		会見町在宅介護支援センター		
37						あいみドーム		あいみドーム		
38						バターゴルフ場		バターゴルフ場		
38	南部町国民健康保険管理センターの設置及び管理に関する条例			国民健康保険管理センター	すこやか		南部町国民健康保険管理センター	すこやか		
39										
40	南部町介護研修施設の設置及び管理に関する条例			西伯町介護研修施設			南部町介護研修施設			
41	南部町高齢者自立訓練センターの設置及び管理に関する条例			西伯町高齢者自立訓練センター			南部町高齢者自立訓練センター			
42	南部町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例			西伯町老人福祉施設	ゆうらく		南部町老人福祉施設	ゆうらく		

(別紙1) 南部町における公の施設等の名称案

整理	新町の例規名称 (仮)	施設の所在地		施設の名称			南部町における名称案			
		西伯町	会見町	現行条例上の名称	呼称(愛称・通称等)	細分がある場合、個別施設等の名称(愛称・通称等)	条例上の名称	愛称・呼称	個別施設等の名称	個別施設等の愛称
43	南部町交流の館の設置及び管理に関する条例			西伯町交流の館	交流の館		南部町交流の館	交流の館		
44	南部町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例			西伯町高齢者生産活動センター	桜花塾		南部町高齢者生産活動センター	桜花塾		
45	南部町地域物産販売施設の設置及び管理に関する条例			会見町地域物産販売施設	特産センター野の花		南部町地域物産販売施設	特産センター野の花		
46	緑水湖湖面利用施設の設置及び管理に関する条例			緑水湖湖面利用施設	緑水湖ボート		南部町緑水湖湖面利用施設	緑水湖ボート		
47	南部町バンガローの設置及び管理に関する条例			西伯町バンガロー	虹の村バンガロー		南部町バンガロー	虹の村バンガロー		
48	南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例			西伯町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場	緑水湖オートキャンプ場		南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場	緑水湖オートキャンプ場		
49	南部町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例			西伯町農村環境改善センター	プラザ西伯(条例上は規定がない)		南部町農村環境改善センター			西伯農村環境改善センター プラザ西伯(条例上は規定しない)
50				会見町農村環境改善センター	農村環境改善センター	農村環境改善センター				会見農村環境改善センター
51	南部町農村公園の設置及び管理に関する条例			西伯町農村公園	農村公園	北方農村公園	南部町農村公園			北方公園
52						阿賀農村公園			阿賀公園	
53						福成農村公園			福成公園	
54						原農村公園			原公園	
55						能竹農村公園			能竹公園	
56				若草公園		若草公園				
57				高姫公園		高姫公園				
58				市山公園		市山公園				
59				寺内公園		寺内公園				
60				田住公園		田住公園				
61				御内谷公園		御内谷公園				
62				朝金公園		朝金公園				
63				池野公園		池野公園				
64				鶴田公園		鶴田公園				
65			なし	農村公園	宮前一公園					

(別紙1) 南部町における公の施設等の名称案

整理	新町の例規名称 (仮)	施設の所在地		施設の名称			南部町における名称案			
		西伯町	会見町	現行条例上の名称	呼称(愛称・通称等)	細分がある場合、個別施設等の名称(愛称・通称等)	条例上の名称	愛称・呼称	個別施設等の名称	個別施設等の愛称
66	南部町活性化施設の設置及び管理に関する条例			活性化施設	活性化施設	笹畑集会所	活性化施設	活性化施設	笹畑集会所(集会所条例で規定)	
67						直販所			笹畑直販所	
68						法勝寺集落活性化施設			法勝寺集落活性化施設	法勝寺公会堂
69	南部町自然休養村管理センター緑水園の設置及び管理に関する条例			西伯町自然休養村管理センター緑水園	緑水園		南部町自然休養村管理センター緑水園	緑水園		
70	南部町健康増進施設の設置及び管理に関する条例			西伯町健康増進施設	レークサイドアリーナ		南部町健康増進施設	レークサイドアリーナ		
71	南部町農林体験実習館の設置及び管理に関する条例			西伯町農林体験実習館	こもれび工房		南部町農林体験実習館	こもれび工房		
72	南部町農林業同和对策事業に係る共同利用施設条例			農林業同和对策事業に係る共同利用施設	共同利用施設	会見町宮前農機具格納庫	南部町農林業同和对策事業に係る共同利用施設	共同利用施設	宮前農機具格納庫	
73						会見町宮前共同作業出荷所			宮前共同作業出荷所	
74	南部町農村情報(防災行政)連絡施設の設置及び管理に関する条例			会見町農村情報(防災行政)連絡施設	防災無線(受信機)		南部町農村情報(防災行政)連絡施設	防災無線(受信機)		
75	南部町植物無菌培養施設の設置及び管理に関する条例			会見町植物無菌培養施設培養施設	培養施設		南部町植物無菌培養施設培養施設	培養施設		
76	南部町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例・規則			西伯町農産物加工施設	めぐみの里		南部町農産物加工施設		めぐみの里	
77				会見町地域農産物加工施設	えぶろん				えぶろん	
78				西伯町大豆加工所	大豆加工所				法勝寺大豆加工所	
79	南部町農産物直売所の設置及び管理に関する条例			西伯町農産物直売所	農産物直売所		南部町農産物直売所	緑水湖ふれあい市		
80	南部町林業者等休養福祉施設の設置及び管理に関する条例			西伯町林業者等休養福祉施設	緑水園別館		南部町林業者等休養福祉施設	緑水園別館		
81	南部町森林総合利用促進施設の設置及び管理に関する条例			西伯町森林総合利用促進施設	森林公園レストハウス等		南部町森林総合利用促進施設	森林公園レストハウス等		

(別紙1) 南部町における公の施設等の名称案

整理	新町の例規名称 (仮)	施設の所在地		施設の名称			南部町における名称案			
		西伯町	会見町	現行条例上の名称	呼称(愛称・通称等)	細分がある場合、個別施設等の名称(愛称・通称等)	条例上の名称	愛称・呼称	個別施設等の名称	個別施設等の愛称
82	南部町特定地域生活排水処理施設等の設置及び管理に関する条例			西伯町浄化槽施設			南部町浄化槽施設		西伯地域処理区	
83				特定地域生活排水処理事業及び合併処理浄化槽設置整備事業により整備される合併処理浄化槽		特定地域生活排水処理事業(池野・鶴田区域の名称)			会見地域処理区	
84					合併処理浄化槽設置整備事業(その他の区域の名称)					
85	南部町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例			農業集落排水施設		福成処理区農業集落排水施設	南部町農業集落排水処理施設		福成処理区農業集落排水施設	
86						大国処理区農業集落排水施設(アクディ大国)			大国処理区農業集落排水施設	アクディ大国(条例上は規定しない)
87				南部町農業集落排水処理施設		会見地区農業集落排水処理施設			会見地区農業集落排水処理施設	
88					会見第2地区農業集落排水処理施設			会見第2地区農業集落排水処理施設		
89			小松谷地区農業集落排水処理施設			小松谷地区農業集落排水処理施設				
90	南部町公共下水道設置条例			鳥取県西伯特定環境保全公共下水道		西伯	鳥取県西伯特定環境保全公共下水道		西伯	
91					西伯中央(クリンピュア西伯)			西伯中央	クリンピュア西伯(条例上は規定しない)	
92	南部町営住宅設置及び管理に関する条例			町営住宅		別表略	南部町営住宅			
93	南部町営越敷野住宅の設置及び管理に関する条例			越敷野町営住宅			南部町営越敷野住宅			

(別紙1) 南部町における公の施設等の名称案

整理	新町の例規名称 (仮)	施設の所在地		施設の名称			南部町における名称案					
		西伯町	会見町	現行条例上の名称	呼称(愛称・通称等)	細分がある場合、個別施設等の名称(愛称・通称等)	条例上の名称	愛称・呼称	個別施設等の名称	個別施設等の愛称		
94	南部町水道事業の設置等に関する条例			水道事業			水道事業					
95	南部町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例			簡易水道等施設		東上簡易水道	簡易水道等施設		東上簡易水道			
96						馬佐良簡易水道			馬佐良簡易水道			
97						東長田簡易水道			東長田簡易水道			
98						上長田簡易水道			上長田簡易水道			
99						八金簡易水道			八金簡易水道			
100						入蔵簡易水道			入蔵簡易水道			
101						与一谷、鍋倉簡易水道			与一谷、鍋倉簡易水道			
102						赤谷簡易水道			赤谷簡易水道			
103						笹畑・大河内簡易水道			笹畑・大河内簡易水道			
104						簡易水道施設						会見簡易水道
105	池野・鶴田簡易水道	池野・鶴田簡易水道										
106	南部町公民館の設置及び管理に関する条例			西伯町中央公民館	中央公民館	公民館	南部町立公民館		さいはく公民館			
107				地区館					天津地区公民館	天津地区公民館	天津地区公民館	
108									大田地区公民館	大田地区公民館	大田地区公民館	
109									法勝寺地区公民館	法勝寺地区公民館	法勝寺地区公民館	
110									上長田地区公民館	上長田地区公民館	上長田地区公民館	
111									東長田地区公民館	東長田地区公民館	東長田地区公民館	
112									東西町地区公民館	東西町地区公民館	東西町地区公民館	
113	会見町立公民館					あいみ公民館						

(別紙1) 南部町における公の施設等の名称案

整理	新町の例規名称 (仮)	施設の所在地		施設の名称			南部町における名称案			
		西伯町	会見町	現行条例上の名称	呼称(愛称・通称等)	細分がある場合、個別施設等の名称(愛称・通称等)	条例上の名称	愛称・呼称	個別施設等の名称	個別施設等の愛称
114	南部町立学校設置条例			西伯町立西伯小学校			南部町立西伯小学校			
115				西伯町立西伯小学校大木屋分校			南部町立西伯小学校大木屋分校			
116				西伯町立西伯小学校大木屋季節分校			南部町立西伯小学校大木屋季節分校			
117				西伯町立法勝寺中学校			南部町立法勝寺中学校			
118				会見町立会見小学校			南部町立会見小学校			
119				会見町立会見第二小学校			南部町立会見第二小学校			
120			会見町立南部中学校			南部町立南部中学校				
121	南部町立給食センター設置条例			西伯町立給食センター			南部町立学校給食センター		西伯給食センター	
122				会見町立学校給食センター					会見給食センター	
123	南部町立図書館の設置及び管理に関する条例			西伯町立図書館	図書館		南部町立図書館	なんぶ町立図書館		
124	南部町立祐生会いの館の設置及び管理に関する条例			祐生会いの館	祐生会いの館	西伯町歴史民俗資料館	南部町立祐生会いの館	祐生会いの館	南部町歴史民俗資料館	
125						西伯町板祐生記念館			南部町板祐生記念館	
126	南部町立青年の家の設置及び使用料に関する条例			西伯町立青年の家	西伯青年の家		南部町立青年の家			
127	南部町立東西町コミュニティセンターニュータウン会館の設置及び管理に関する条例			西伯町立東西町コミュニティセンター	東西町コミュニティセンター		南部町立東西町コミュニティセンター	東西町コミュニティセンター		
128	南部町立ふるさと交流センターの設置及び管理に関する条例			西伯町立ふるさと交流センター	ふるさと交流センター		南部町立ふるさと交流センター	ふるさと交流センター		
129	南部町立おおくに田園スクエアの設置及び管理に関する条例			西伯町立おおくに田園スクエア	おおくに田園スクエア		南部町立おおくに田園スクエア	おおくに田園スクエア		

(別紙2) 町民等の使用する施設等の取り扱い方針案

整理	新町における施設使用関係の例規名称(仮)	施設の名称		細分がある場合、個別施設の名称	施設の所在地		使用できるものと使用料										南部町での方針案					
		呼称(愛称・通称等)	現行条例上の名称		西伯町	会見町	条例の規定					運用状況					使用の可否			使用料の徴収		
							使用の可否			使用料の徴収		使用の可否			使用料の徴収		町民	町民外	その他	町民	町民外	その他
							町民	町民外	その他	町民	町民外	その他	町民	町民外	その他	町民						
1	南部町集会所条例	集会所	(南部町)集会所	西伯町東西町集会所			規定なし				規定なし				条例のとおり				全て可とする			全て無料とする
2				西伯町林構集会所			規定なし				規定なし				条例のとおり				全て可とする			全て無料とする
3				長田集会所			規定なし				規定なし				条例のとおり				全て可とする			全て無料とする
4				戸構集会所			規定なし				規定なし				条例のとおり				全て可とする			全て無料とする
5		集会所	会見町集会所	円山地区集会所			区分なし			徴収しない	有料	町民団体無料	条例のとおり						全て可とする			全て無料とする
6				荻名地区集会所			区分なし			徴収しない	有料	町民団体無料	条例のとおり						全て可とする			全て無料とする
7				池野地区集会所			区分なし			徴収しない	有料	町民団体無料	条例のとおり						全て可とする			全て無料とする
8				鶴田地区集会所			区分なし			徴収しない	有料	町民団体無料	条例のとおり						全て可とする			全て無料とする
9		活性化施設	笹畑集会所				規定なし				規定なし			条例のとおり				全て可とする			全て無料とする	
10	南部町鶴田建設残土処分場の設置及び管理に関する条例	鶴田建設残土処分場	鶴田建設残土処分場				区分なし				区分なし・有料	条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、全て有料とする。	
11	南部町緑水湖教育文化施設(研修館)の設置及び管理に関する条例	緑水湖教育文化施設	西伯町緑水湖教育文化施設				区分なし				区分なし・有料・減免可	条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。	
12	南部町旧家保存施設民俗資料館の設置及び管理に関する条例	旧家保存施設民俗資料館	西伯町旧家保存施設民俗資料館				入館許可制				区分なし・有料・減免可	条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。	
13	南部町交流会館の設置及び管理に関する条例	交流会館	会見町交流会館				可	不可(町長の特別許可制)			区分なし・無料	条例のとおり						全て可とする			全て無料とする	
14	南部町営墓地の設置及び管理に関する条例	町営墓地	西伯町営墓地	清水、橋墓地			区分なし				区分なし・有料	条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、全て有料とする。	
15				清水、橋墓地(第2期)			区分なし				区分なし・有料	条例のとおり							全て可とする			現行の通り、区分を設けず、全て有料とする。
16				北方墓地			区分なし				区分なし・有料	条例のとおり							全て可とする			現行の通り、区分を設けず、全て有料とする。
17				賀祥墓地			区分なし				区分なし・有料	条例のとおり							全て可とする			現行の通り、区分を設けず、全て有料とする。
18				倭墓地			区分なし				区分なし・有料	条例のとおり							全て可とする			現行の通り、区分を設けず、全て有料とする。
19				西伯町営西伯墓苑			世帯主	世帯主で町長認定	法人等で町長認定	区分なし・有料・分割化	条例のとおり									現行の通りの区分とし、必要に応じて認定する。		
20	会見町円山墓地			世帯主	世帯主で町長認定	その他で町長認定	区分なし・有料	条例のとおり								現行の通りの区分とし、必要に応じて認定する。			現行の通り、区分を設けず、全て有料とする。			
21			会見町宮前墓地				宮二区の世帯主及びその他の世帯主で町長が認めたもの	その他で町長認定			区分なし・有料	条例のとおり					現行の通りの区分とし、必要に応じて認定する。			現行の通り、区分を設けず、全て有料とする。		
22	南部町立宮前児童厚生施設条例	宮前児童厚生施設	宮前児童厚生施設	会見町立宮前児童館			規定なし				規定なし				条例のとおり				全て可とする			全て無料とする
23				会見町宮前遊園地			規定なし					規定なし				条例のとおり				全て可とする		

(別紙2) 町民等の使用する施設等の取り扱い方針案

整理	新町における施設使用関係の例規名称(仮)	施設の名称		細分がある場合、個別施設の名称	施設の所在地		使用できるものと使用料									南部町での方針案													
		呼称(愛称・通称等)	現行条例上の名称		西伯町	会見町	条例の規定			運用状況						使用の可否			使用料の徴収										
							使用の可否			使用料の徴収			使用の可否			使用料の徴収			使用の可否			使用料の徴収							
							町民	町民外	その他	町民	町民外	その他	町民	町民外	その他	町民	町民外	その他	町民	町民外	その他	町民	町民外	その他					
24	南部町老人憩いの家の設置及び管理に関する条例	むつみ荘	宮前老人憩いの家				区分なし			無料			条例のとおり						全て可とする			全て無料とする							
25		老人憩いの家	西伯町老人憩いの家				可	不可(町長の特別許可可制)	60歳以上無料・他は有料で減免可	有料・減免可	区分なし			全て無料			全て可とする			全て無料とする									
26	南部町隣保館の設置及び管理に関する条例	隣保館	西伯町隣保館				規定なし			規定なし			条例のとおり						全て可とする			全て無料とする							
27		隣保館	会見町宮前隣保館				規定なし			規定なし			条例のとおり						全て可とする			全て無料とする							
28	南部町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例	総合福祉センターしあわせ(会議室)	西伯町総合福祉センター				区分なし			区分なし・有料・減免可			条例のとおり			無料	条例のとおり			全て可とする			無料とする	有料とし、必要に応じて減免措置をする。					
29		総合福祉センターしあわせ(プール・トレーニングルーム)					区分なし			区分なし・有料・減免可			条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。							
30		総合福祉センターしあわせ(風呂)					区分なし			区分なし・有料・減免可			条例のとおり						全て可とする			大人200円、中学生以下及び60歳以上100円とし、必要に応じて減免措置をする。							
31		総合福祉センターいこい荘(あいみドームを除く。デイサービスは別途)(会議室)	会見町総合福祉センター				可	不可(町長の特別許可可制)	規定なし			条例のとおり						全て可とする			無料とする	有料とし、必要に応じて減免措置をする。							
32		総合福祉センターいこい荘(あいみドームを除く。デイサービスは別途)(風呂)					可	不可(町長の特別許可可制)	規定なし			条例のとおり			大人200円、中学生以下100円の寄付を受納			-			全て可とする			大人200円、中学生以下及び60歳以上100円とし、必要に応じて減免措置をする。					
33		あいみドーム	あいみドーム				可	不可(町長の特別許可可制)	区分なし・有料・減免可			条例のとおり						全て可とするが、町民が優先利用できることとする。			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。								
34	南部町介護研修施設の設置及び管理に関する条例		西伯町介護研修施設				区分なし			指定管理者が町長の承認を得た額			条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。							
35	南部町高齢者自立訓練センターの設置及び管理に関する条例		西伯町高齢者自立訓練センター				区分なし			区分なし・有料・減免可			条例のとおり						全て可とする			現行の通り事業目的利用は無料、その他は有料とし、必要に応じて減免措置をする。							
36	南部町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例	ゆうらく	西伯町老人福祉施設				区分なし			区分なし・有料・減免可			条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。							
37	南部町交流の館の設置及び管理に関する条例	まごころ市	西伯町交流の館				区分なし			区分なし・有料・減免可			条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。							
38	南部町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例	桜花塾	西伯町高齢者生産活動センター				可	不可	不可	60歳以上無料・他は有料で減免可	-	-	条例のとおり						可			不可	不可	60歳以上無料・他は有料で減免可					
39	南部町地域物産販売施設の設置及び管理に関する条例	特産センター野の花	会見町地域物産販売施設				規定なし			規定なし			可	溝口町・岸本町可	不可	条例のとおり			設置の目的から、3町の町民のみ可とする。			不可	使用料は徴収しないが、手数料は別途徴収する。			-			
40	緑水湖湖面利用施設の設置及び管理に関する条例	緑水湖ポート	緑水湖湖面利用施設				区分なし			区分なし・有料・減免可			条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。							

(別紙2) 町民等の使用する施設等の取り扱い方針案

整理	新町における施設使用関係の例規名称(仮)	施設の名称		細分がある場合、個別施設の名称	施設の所在地		使用できるものと使用料									南部町での方針案											
		呼称(愛称・通称等)	現行条例上の名称		西伯町	会見町	条例の規定			運用状況						使用の可否			使用料の徴収								
							使用の可否			使用料の徴収			使用の可否			使用料の徴収			使用の可否			使用料の徴収					
							町民	町民外	その他	町民	町民外	その他	町民	町民外	その他	町民	町民外	その他	町民	町民外	その他	町民	町民外	その他			
41	南部町バンガローの設置及び管理に関する条例	虹の村バンガロー	西伯町バンガロー				区分なし		区分なし・有料・減免可		条例のとおり													全区可とする	現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。		
42	南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例	緑水湖オートキャンプ場	西伯町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場				区分なし		区分なし・有料・減免可		条例のとおり													全区可とする	現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。		
43	南部町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例	プラザ西伯	西伯町農村環境改善センター				区分なし		無料・農業者・公共(的)団体以外は有料・減免可		条例のとおり													全区可とする	現行の通り、区分を設けず、目的内使用は無料とし、他は有料とする。		
44		農村環境改善センター	会見町農村環境改善センター				区分なし		無料・営利目的は有料・減免可		条例のとおり													全区可とする	現行の通り、区分を設けず、目的内使用は無料とし、他は有料とする。		
45	南部町農村公園(旧西伯町農村公園)の設置及び管理に関する条例		西伯町農村公園	北方農村公園			規定なし		規定なし		条例のとおり													全区可とする	全て無料とする		
46				阿賀農村公園			規定なし		規定なし		条例のとおり														全区可とする	全て無料とする	
47				福成農村公園			規定なし		規定なし		条例のとおり															全区可とする	全て無料とする
48				原農村公園			規定なし		規定なし		条例のとおり															全区可とする	全て無料とする
49				能竹農村公園			規定なし		規定なし		条例のとおり															全区可とする	全て無料とする
50	南部町農村公園(旧会見町農村公園)の設置及び管理に関する条例	農村公園	会見町農村公園	若草公園			可	不可(町長の特別許可可制)	無料		条例のとおり													全区可とする	全て無料とする		
51				高姫公園			可	不可(町長の特別許可可制)	無料		条例のとおり														全区可とする	全て無料とする	
52				市山公園			可	不可(町長の特別許可可制)	無料		条例のとおり														全区可とする	全て無料とする	
53				寺内公園			可	不可(町長の特別許可可制)	無料		条例のとおり														全区可とする	全て無料とする	
54				田住公園			可	不可(町長の特別許可可制)	無料		条例のとおり														全区可とする	全て無料とする	
55				御内谷公園			可	不可(町長の特別許可可制)	無料		条例のとおり														全区可とする	全て無料とする	
56				朝金公園			可	不可(町長の特別許可可制)	無料		条例のとおり														全区可とする	全て無料とする	
57				池野公園			可	不可(町長の特別許可可制)	無料		条例のとおり														全区可とする	全て無料とする	
58				鶴田公園			可	不可(町長の特別許可可制)	無料		条例のとおり														全区可とする	全て無料とする	
59	南部町活性化施設の設置及び管理に関する条例			直販所			規定なし		規定なし		条例のとおり												全区可とする	全て無料とする			
60				法勝寺集落活性化施設			規定なし		規定なし		条例のとおり													全区可とする	全て無料とする		
61	南部町自然休養村管理センター緑水園の設置及び管理に関する条例	緑水園	西伯町自然休養村管理センター緑水園				区分なし		区分なし・有料・減免可		条例のとおり													全区可とする	現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。		
62	南部町健康増進施設の設置及び管理に関する条例	レークサイドアリーナ	西伯町健康増進施設				区分なし		区分なし・有料・減免可・農業者は免除		条例のとおり												全区可とする	現行の通り、区分を設けず、目的内使用は無料とし、他は有料とする。			
63	南部町農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例	農業者トレーニングセンター	農業者トレーニングセンター				可	不可(町長の特別許可可制)	無料		条例のとおり												全区可とする	現行の通り、区分を設けず、目的内使用は無料とし、他は有料とする。			
64	南部町農林体験実習館の設置及び管理に関する条例	こもれび工房	西伯町農林体験実習館				規定なし		規定なし		条例のとおり												全区可とする	全て無料とする			

(別紙2) 町民等の使用する施設等の取り扱い方針案

整理	新町における施設使用関係の例規名称(仮)	施設の名称		細分がある場合、個別施設の名称	施設の所在地		使用できるものと使用料												南部町での方針案					
		呼称(愛称・通称等)	現行条例上の名称		西伯町	会見町	条例の規定						運用状況						使用の可否			使用料の徴収		
							使用の可否			使用料の徴収			使用の可否			使用料の徴収			町民	町民外	その他	町民	町民外	その他
							町民	町民外	その他	町民	町民外	その他	町民	町民外	その他	町民	町民外	その他						
65	南部町農林業同和対策事業に係る共同利用施設条例	共同利用施設	農林業同和対策事業に係る共同利用施設	会見町宮前農機具格納庫			農業者等	不可	不可	無料	-	-	条例のとおり						農業者等	不可	不可	無料	-	-
66	南部町農林業同和対策事業に係る共同利用施設条例		農林業同和対策事業に係る共同利用施設	会見町宮前共同作業出荷所			農業者等	不可	不可	無料	-	-	条例のとおり						農業者等	不可	不可	無料	-	-
67	南部町植物無菌培養施設の設置及び管理に関する条例	培養施設	会見町植物無菌培養施設				区分なし			無料			条例のとおり						全て可とする			全て無料とする		
68	南部町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例・規則	めぐみの里	西伯町農産物加工施設				区分なし			区分なし・有料			条例のとおり						全て可とする			全て有料とする		
69	南部町地域農産物加工施設の設置及び管理に関する条例	えぶろん	会見町地域農産物加工施設				可	不可(町長の特別許可制)		区分なし・有料・減免可			条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。		
70	南部町大豆加工所の設置及び管理に関する条例	大豆加工所	西伯町大豆加工所				区分なし			無料			条例のとおり						全て可とする			全て無料とする		
71	南部町農産物直売所の設置及び管理に関する条例	農産物直売所	西伯町農産物直売所				規定なし			規定なし			条例のとおり						全て可とする			全て無料とする		
72	南部町林業者等休養福祉施設の設置及び管理に関する条例	緑水園別館	西伯町林業者等休養福祉施設				区分なし			区分なし・有料・減免可・公共(的)団体は無料			条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、公共的団体は無料で、必要に応じて減免措置をする。		
73	南部町森林総合利用促進施設の設置及び管理に関する条例	森林公園レストハウス等	西伯町森林総合利用促進施設				区分なし			区分なし・有料・減免可			条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。		
76	南部町公民館使用料条例	中央公民館	西伯町中央公民館	公民館			区分なし			区分なし・有料・減免可			条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。		
77				天津地区公民館			区分なし			区分なし・有料・減免可			条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。		
78				大國地区公民館			区分なし			区分なし・有料・減免可			条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。		
79				法勝寺地区公民館			区分なし			区分なし・有料・減免可			条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。		
80				上長田地区公民館			区分なし			区分なし・有料・減免可			条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。		
81				東長田地区公民館			区分なし			区分なし・有料・減免可			条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。		
82				東西町地区公民館			区分なし			区分なし・有料・減免可			条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。		
83				会見町立公民館			区分なし			区分なし・有料・減免可			条例のとおり						全て可とする			現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。		

(別紙2) 町民等の使用する施設等の取り扱い方針案

整理	新町における施設使用関係の例規名称(仮)	施設の名称		細分がある場合、個別施設の名称	施設の所在地		使用できるものと使用料									南部町での方針案								
		呼称(愛称・通称等)	現行条例上の名称		西伯町	会見町	条例の規定			運用状況						使用の可否			使用料の徴収					
							使用の可否			使用料の徴収			使用の可否			使用料の徴収			使用の可否			使用料の徴収		
							町民	町民外	その他	町民	町民外	その他	町民	町民外	その他	町民	町民外	その他	町民	町民外	その他	町民	町民外	その他
84	南部町学校施設使用条例	西伯小学校	西伯小学校				区分なし	区分なし・有料・減免可	条例のとおり								全て可とする				現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。			
85		法勝寺中学校	法勝寺中学校						条例のとおり								全て可とする				現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。			
86		会見小学校	会見小学校						条例のとおり								全て可とする				現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。			
87		会見第二小学校	会見第二小学校				区分なし	区分なし・有料・減免可	条例のとおり								全て可とする				現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。			
88		南部中学校	南部中学校						条例のとおり								全て可とする				現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。			
89	南部町立図書館の設置及び管理に関する条例	図書館	西伯町立図書館				規定なし	規定なし	条例のとおり								全て可とする				全て無料とする			
90	南部町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例	祐生出会いの館	西伯町歴史民俗資料館				区分なし	区分なし・有料・減免可	条例のとおり								全て可とする				現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。			
91	南部町板祐生記念館の設置及び管理に関する条例		西伯町板祐生記念館				区分なし	区分なし・有料・減免可	条例のとおり								全て可とする				現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。			
92	南部町立青年の家の設置及び使用料に関する条例	西伯青年の家	西伯町立青年の家				区分なし	区分なし・有料・減免可	条例のとおり								全て可とする				現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、必要に応じて減免措置をする。			
93	南部町立東西町コミュニティセンターニュータウン会館の設置及び管理に関する条例	東西町コミュニティセンター	東西町コミュニティセンター				区分なし	区分なし・有料・設置目的内使用及び公共的使用は無料	条例のとおり								全て可とする				現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、公共的団体・目的内使用は無料とする。			
94	南部町立ふるさと交流センターの設置及び管理に関する条例	ふるさと交流センター	ふるさと交流センター				区分なし	区分なし・有料・設置目的内使用及び公共的使用は無料	条例のとおり								全て可とする				現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、公共的団体・目的内使用は無料とする。			
95	南部町立おおくに田園スクエアの設置及び管理に関する条例	おおくに田園スクエア	おおくに田園スクエア				区分なし	区分なし・有料・設置目的内使用及び公共的使用は無料	条例のとおり								全て可とする				現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、公共的団体・目的内使用は無料とする。			

(別紙2) 町民等の使用する施設等の取り扱い方針案

整理	新町における施設使用関係の例規名称(仮)	施設の名称		細分がある場合、個別施設の名称	施設の所在地		使用できるものと使用料												南部町での方針案					
		呼称(愛称・通称等)	現行条例上の名称		西伯町	会見町	条例の規定						運用状況						使用の可否			使用料の徴収		
							使用の可否			使用料の徴収			使用の可否			使用料の徴収			町民	町民外	その他	町民	町民外	その他
							町民	町民外	その他	町民	町民外	その他	町民	町民外	その他	町民	町民外	その他						
98		町営グラウンド	西伯町営総合グラウンド					区分なし	規定なし				条例のとおり				全て可とする				全て無料とする			
99		町民野球場	会見町民野球場	町民野球場				区分なし	520円・減免可	1,050円・減免可	町内・町外混合780円・減免可	条例のとおり		条例のとおり	混合は適用せず、町民・町外のいずれが多い方の区分を適用	全て可とする				520円・減免可	1,050円・減免可	使用者中町民・町外のいずれが多い方の区分を適用		
100				夜間照明施設				区分なし	5,250円	10,500円	町内・町外混合7,870円	条例のとおり		条例のとおり	混合は適用せず、町民・町外のいずれが多い方の区分を適用	全て可とする				5,250円	10,500円	使用者中町民・町外のいずれが多い方の区分を適用		
101		町民運動場	会見町民運動場					区分なし	規定なし	780円	町内・町外混合520円	条例のとおり		条例のとおり	混合は適用せず、町民・町外のいずれが多い方の区分を適用	全て可とする				無料	780円	使用者中町民・町外のいずれが多い方の区分を適用		
102		金田ゲートボール場	会見町金田ゲートボール場					区分なし	規定なし			条例のとおり				全て可とする								
103		越敷野町民運動場	会見町越敷野町民運動場					区分なし	規定なし			条例のとおり				全て可とする								
74		東長田山村広場	西伯町東長田山村広場					規定なし	規定なし			条例のとおり				全て可とする								
75	南部町体育施設条例	東長田ふれあいセンター	西伯町東長田山村交流施設ふれあいセンター					区分なし	区分なし・有料・減免可・設置目的内使用及び公共的使用は無料			条例のとおり				全て可とする						現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、公共的団体は無料で、必要に応じて減免措置をする。		
104		天津運動公園	天津運動公園					可(団体含む。)	不可	不可	規定なし	条例のとおり				可	不可	不可				全て無料とする		
105		町立体育館	西伯町体育館					区分なし	区分なし・有料・公用及び公益目的の使用は減免可			条例のとおり				全て可とする						現行の通り、区分を設けず、原則有料とし、公共的団体・目的内使用は無料とする。		
96		おおくに田園スクエア農山村広場	おおくに田園スクエア農山村広場					区分なし	規定なし			条例のとおり				全て可とする						全て無料とする		
97		おおくにコミュニティ運動施設	おおくにコミュニティ運動施設					区分なし	免除	町内企業勤労者は免除	公用・公益目的の使用は教委の認定で免除	条例のとおり				全て可とする				免除	町内企業勤労者は免除	公用・公益目的の使用は教委の認定で免除		
106				野球場				区分なし	高校生以上1,050円、中学生以下無料、減免有り	高校生以上2,100円、中学生以下1,050円、減免有り	混合の場合は按分、営利目的は倍額	条例のとおり				全て可とする						現行の通りの区分とし、必要に応じて減免措置をする。		
107		カントリーパーク	西伯町営西伯カントリーパーク	庭球場				区分なし	高校生以上310円、中学生以下100円、減免有り	高校生以上520円、中学生以下310円、減免有り	混合の場合は按分、営利目的は倍額	条例のとおり				全て可とする						現行の通りの区分とし、必要に応じて減免措置をする。		
108				ゲートボール場				区分なし	無料	100円、減免有り	混合の場合は按分、営利目的は倍額	条例のとおり				全て可とする						現行の通りの区分とし、必要に応じて減免措置をする。		